

議案第 3 1 号

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 5 月 2 7 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

第 1 条 杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和 4 8 年杉並区条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 3 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「よる支援給付」の次に「（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号）による支援給付を含む。以下同じ。）」を加える。

第 2 条 杉並区難病患者福祉手当条例（昭和 5 2 年杉並区条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「支援給付」の次に「（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）」を加える。

第 3 条 杉並区事務手数料条例（平成 1 2 年杉並区条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項ウ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「の規定による支援給付」を「による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び

永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。）」に改める。

第4条 杉並区保育の実施等に係る費用徴収条例（平成9年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「支援給付受給世帯」を「支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯」に改める。

第5条 杉並区営住宅条例（平成9年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第5号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

（提案理由）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部が改正されたこと等に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例
新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に定める期間は、対象者としていない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）による支援給付（<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律</u>（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。以下同じ。）を受けている者 支援給付を受けている間</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に定める期間は、対象者としていない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u> _____（平成6年法律第30号）による支援給付_____</p> <p>_____を受けている者 支援給付を受けている間</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>3 略</p>

第2条による改正（杉並区難病患者福祉手当条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
-------	-------

(定義)

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 難病患者 規則で定める疾病を有する者をいう。ただし、規則で定める特定疾病を有する者にあつては、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号。以下「都規則」という。）により東京都知事から医療券の交付を受けている者又は規則で定める生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者に限る。

(2) 略

(定義)

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 難病患者 規則で定める疾病を有する者をいう。ただし、規則で定める特定疾病を有する者にあつては、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号。以下「都規則」という。）により東京都知事から医療券の交付を受けている者又は規則で定める生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付_____を受けている者に限る。

(2) 略

第5条による改正（杉並区営住宅条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（使用者の資格）</p>	<p>（使用者の資格）</p>
<p>第6条 略</p>	<p>第6条 略</p>
<p>2 次の各号のいずれかに該当する者（次条第2項において「高齢者等」という。）にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p>	<p>2 次の各号のいずれかに該当する者（次条第2項において「高齢者等」という。）にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p>
<p>（1）～（4） 略</p>	<p>（1）～（4） 略</p>
<p>（5）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者</p>	<p>（5）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者</p>

(6)~(8) 略
3~5 略

| (6)~(8) 略
| 3~5 略